

## インターンシップに関する契約書

株式会社〇〇〇〇(以下「甲」という)と〇〇大学〇〇部(以下「乙」という)は、乙がインターンシップにより下記学生(以下「実習生」ともいう)を派遣し、甲がこれを受け入れることに関し、以下の通り覚書を締結する。

(目的)

1 インターンシップは、学生に、大学における学習と並行して、企業あるいは公的機関等において所定の期間の実習を体験させることにより、専門的知識と実践技術との密接な関連を学び取り、豊かな独創性・実践力ある社会人を育成することを目的とする。

(実習生の指定と期間)

2 インターンシップは乙が指名した下記学生とする。また、実習生が甲において実習する期間および日数については、甲、乙、および実習生の三者で調整し決定する。

(事前の指導)

3 乙は、インターンシップに参加する実習生に対し、インターンシップに先立ち、甲における仕事の概要、ビジネスマナー、取引先との関係、秘密保持義務、その他社会人としての心得などについての指導を行う。

(インターンシップの内容)

4 インターンシップの内容および配属先(実習場所)は、原則として甲が第1条に基づいて乙および実習生に提示する。

(インターンシップ実施中および通勤による事故等)

5 実習生のインターンシップ実施中および通勤に際しての事故等については、『実験実習調査保険(インターンシップ・教育実習・実験実習等)』、『〇〇大学〇〇部学生見舞金制度』および『〇〇大学学生傷害及び死亡事故等に関する給付金』をもって補償に充てる。

(就業規則等の遵守)

6 乙は、実習生が、甲の就業規則を遵守するとともに実習事項遂行に当たっては甲の監督、指導、助言等に従うよう指導する。

(機密保持義務)

7 乙は、実習生が実習期間中に甲で知り得た機密を、甲の承諾のない限り実習終了後も他には漏洩しないよう指導する。乙は、学生が秘密漏洩を行うなど、インターンシップの継続を不可能にする事態が生じたときには、甲が当該学生についての実務研修を終了させることに同意する。

(個人情報保護)

8 甲および乙は、実習生が提出する自己紹介書等の個人情報を、インターンシップに関する目的以外に使用しないものとする。

(報告書の提出)

9 甲は、インターンシップ終了後、受け入れた実習生の研修状況について、乙に対して、乙の定める書式による報告書を提出する。

(無償)

10 甲は、インターンシップを無償で実施し、実習生に対して対価を支払わない。実習生がインターンシップを受けるに当たっての必要経費(交通費、滞在費、食事代等)は、実習生の負担とする。

(その他)

11 この覚書に定めのない事項および覚書に疑義が生じた場合、甲と乙の協議の上定めるものとする。なお、実習生は、本覚書を基とした誓約書を甲に提出するものとする。

上記を証するため、正本2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保管する。

実習生

学籍番号	学生氏名	学籍番号	学生氏名

平成 年 月 日

甲 印

乙 〇〇大学〇〇部長 〇〇 〇〇 印